



「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請について

2026年7月10日
東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に「託送供給等に係る収入の見通し」^{*1}（以下、「収入の見通し」）の変更承認申請を行いましたので、お知らせいたします。

1. 「収入の見通し」の変更承認申請の背景

当社は2023年度から導入された託送料金のレベニューキャップ制度^{*2}のもと、第1規制期間（2023～2027年度）事業計画に基づき、設備の高経年化対策や再エネ導入拡大による脱炭素化に資する設備形成、ネットワークのレジリエンス強化等の取組を進めてまいりました。

しかしながら、第1規制期間の期初時点では想定できなかった物価・労務費単価の高騰や金利の上昇によって、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しており、今後もこれらの影響は更に拡大することを見込んでおります。

このような事業環境の変化に対し、当社は、最新の技術知見を活用した期待寿命の延伸等、経営全般にわたる最大限の効率化を推進するとともに、最新情勢等も踏まえて、期初に策定した投資計画の抜本的な見直しを行いました。物価高騰等の影響を全て吸収することは難しい状況です。

また、今後も当社供給エリアにおける持続的な安定供給の責務を果たしていくため、サプライチェーン全体のコスト上昇に対し、協力企業における人材維持に必要な賃金水準の確保を可能とすること等も含めた適切な価格転嫁を行うことにより、施工力や資材を適切に確保していく必要があります。

以上を踏まえ、当社は電気事業法第17条の2第4項の規定に基づき、2026年7月10日、経済産業大臣に「収入の見通し」の変更承認申請を行いました。

2. 「収入の見通し」の変更承認申請の内容

本日実施した「収入の見通し」の変更承認申請は、物価等の変動分および外生的な費用変動の実績確定分等について、「収入の見通し」への反映が可能となった項目の変動を期中で反映するものです。

今回申請した「収入の見通し」は、7兆6,062億円（5年合計^{*3}）となり、現行の「収入の見通し」に比べ、2,516億円の増額となります。

今後、国による審査等を経て、経済産業大臣による承認を得たうえで、これに基づき託送料金等を設定し、託送供給等約款の変更届出を行う予定です。

なお、新たな託送料金の適用は、2026年11月1日を予定しております。

当社は今後も引き続き、不断の経営効率化に努めるとともに、サプライチェーン全体のコスト上昇に対し、適切な価格転嫁を行うことにより施工力や資材を適切に確保し、供給エリアにおける安定供給の責務を持続的に果たしてまいります。

[別紙1：「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請の概要](#)

[別紙2：「託送供給等に係る収入の見通し」の変更承認申請における事業計画の変更点](#)

(参考) 第1規制期間 (2023～2027年度) 事業計画【概要版】(2026年7月10日更新)

第1規制期間 (2023～2027年度) 事業計画【詳細版】(2026年7月10日更新)

- ※1 レベニューキャップ制度において、当社が託送供給等の業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入として算定したもの
- ※2 レベニューキャップ制度についてはこちらをご覧ください。
託送料金とレベニューキャップ制度 | 電力・ガス取引監視等委員会
https://www.egc.meti.go.jp/info/revenue_cap/#pageTop
- ※3 第1規制期間 (2023～2027年度) の合計値

以 上